

ひたちなか市における子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図ることを目的として、来年4月より本格施行される予定である。

本市においては、本年7月に「ひたちなか市子ども・子育て審議会」を設置し、本市の実状に応じた制度となるように検討を進めているところである。

1. ひたちなか市子ども・子育て審議会について

「ひたちなか市附属機関の設置に関する条例」に基づいて、子どもの保護者をはじめ、子ども・子育て支援に従事する者や学識経験者など13名の委員から組織している。

(1) 主な審議会委員

- ◆会長：関山 彰夫（学識経験者）◆副会長：谷口 かよ子（社会福祉協議会副会長）
- ◆幼稚園経営者代表：永山 芳和（学校法人永山学園 理事長）
- ◆保育園経営者代表：川崎 誠（社会福祉法人平磯保育園 理事長）
- ◆幼稚園労働者代表：川又 典子（学校法人栄光学園 栄光幼稚園 教諭）
- ◆保育園労働者代表：宮木 幸代（社会福祉法人潮福社会 柳沢保育園 主任保育士）

(2) 審議会における法定審議事項（子ども・子育て支援法第77条第1項各号）

- ①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- ②特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- ③子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- ④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事。

(3) これまでの審議状況について

子ども・子育て支援関連条例については、下記事項について原案どおり承認され、条例案は今定例市議会に提出している。

(ア) 制定する関連条例

- ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する条例【運営に関する事項】
- ②家庭的保育事業等に関する条例【設備及び運営に関する事項】
- ③放課後児童健全育成事業に関する条例【設備及び運営に関する事項】
→ 条例では、一般原則を規定する。

(イ) 改正等をする関連条例

- ①ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例

「市立保育所設置及び管理条例」【一部改正】

→ 児童福祉法の改正により、保育料の徴収根拠が同法から削除され、条例において規定する必要が生じたため。

「保育の実施に関する条例」【廃止】

→ 児童福祉法の改正により、保育の必要性に係る事由については、条例事項ではなくなり、子ども・子育て支援法施行規則に規定されることになったため。

(ウ) 制定する関連規則

下記事項について原案どおり承認され、現在制定に向けて作業中である。

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準（案）

本市の考え方：本市の実状に、国の基準と異なる内容を定める特別の事情や特性もないことから、全て国が示した基準どおりとする。

②家庭的保育事業等に関する基準（案）

本市の考え方：下記事項について独自基準を設ける。

他の事項については、本市の実状に、国の基準と異なる内容を定める特別の事情や特性もないことから、国が示した基準どおりとする。

【独自基準】

項 目		本市の基準（案）	国の基準
職員数 【従う】	小規模保育事業C型	児童の安全・安心を確保するため、職員数が2名を下らないことを求める	0～2歳児 児童3人：職員1人 ※補助者置く場合 5：2
	家庭的保育事業		
職員資格 【従う】	小規模保育事業C型	保育の質を確保するため、家庭的保育者のうち、1人は保育士資格を有する者とする	家庭的保育者 （+家庭的保育補助者） ※市長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者と市長が認めた者
	家庭的保育事業		
	居宅訪問型保育事業	保育の質を確保するため、家庭的保育者は保育士資格を有する者とする	家庭的保育者 ※市長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者と市長が認めた者
保育室等 【参酌】	事業所内保育事業 (20人以上)	災害対策を県条例の基準に合わせる	他の施設と同様の基準
		乳児室とほふく室を一の施設で設ける場合には 3.3㎡/人（県条例に合せる）	乳児室・ほふく室 0・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人

③保育の必要性の事由に係る就労の下限時間（案）

本市の考え方：現行の就労の下限時間は一月当たり64時間であり、保護者の就労時間に十分に配慮していることから、本市においては、これ以上就労時間を短くする特別の事由もないことから、一月当たり64時間とする。

(4) 今後の審議事項について

- ①特定教育・保育施設の利用定員の設定 → 各園とのヒアリングにより設定
- ②子ども・子育て支援事業計画（案）の策定 → 上記を踏まえ審議会に提案

(5) 次回の審議会について

第3回審議会：平成26年9月29日（月）午後2時より